

(作成日：平成25年11月13日)

(最終更新日：令和4年9月14日)

ブラジル向け輸出水産食品（動物衛生）の取扱要綱

1 目的

この要綱は、ブラジル向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条及び第5条に基づく衛生証明書の発行等に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブラジル向け輸出水産食品：我が国からブラジルに輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品
- (2) 輸出施設：ブラジル向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあっては、最終保管）する施設
- (3) 輸出者：ブラジル向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (4) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (5) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (6) 証明書：ブラジル向け輸出水産食品のための輸出証明書
- (7) 検査機関：都道府県水産部局及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関
- (8) 証明書発行機関：加工流通課及び都道府県水産部局

3 証明書の発行対象

証明書の発行対象となる水産食品は、ブラジル向け輸出水産食品のうち次に掲げる食品とする。

- (1) 天然由来の水産動物（エビ及び生きた動物を除く。）及びその加工品
- (2) 天然又は養殖由来の魚油
- (3) 養殖由来のマダラ属（GADUS）の粉末
- (4) 天然又は養殖由来のパンダルス属（PANDALUS）のエビの粉末
- (5) 養殖由来のカキ殻の粉末
- (6) 養殖由来のキャビア及び魚卵

(7) 養殖由来の魚類（内臓を除去したものに限る。）及びその加工品

4 輸出手続の概要

輸出者は、輸出施設が5（1）に掲げる施設のいずれかに適合することを証する書類とともに、5（3）の証明書の発行要件に適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関宛て証明書の発行申請を行う。証明書発行機関は当該申請が証明書発行要件に適合する場合は、輸出者に対して証明書を発行する。

5 証明書の発行手続

(1) 輸出施設の要件

輸出施設の要件は次のいずれかに該当する施設とする。

- ア 食品衛生法第55条に基づく営業許可を有し、又は食品衛生法第57条に基づく営業届出を行っている施設
- イ 条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設

(2) 証明書の発行申請

輸出者は、ブラジル向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式1の申請書に次のアからカまでに掲げる書類を添付し、証明書発行機関あて申請を行う。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添3によるものとする。

- ア 輸出しようとする水産食品に係る別紙様式2から別紙様式8までのいずれか
- イ 別紙様式2から別紙様式8までにおける1から14までの記載事項を確認できるインボイスの写し、パッキングリストの写し等の書類
- ウ (1)の要件に適合することを証する書類
- エ 3（1）及び3（3）から3（7）までにあつては、アの15. Health informationに掲げる事項を証する加熱加工工程等の書類又は輸出者の誓約書
- オ 輸出しようとする水産食品に係る衛生証明書の写し
- カ 別添2に規定する手続を実施している場合にあっては、別紙様式9

(3) 証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件全てを満たすものに対して行うもの

とする。

ア (1) のア又はイの規定に該当する輸出施設において最終加工又は最終保管されたものであること。

イ 3 (1) のうち加熱加工品以外及び3 (7) にあっては、検査機関による別添1に規定する検査の結果、別添1に掲げる判定基準を満たしているものであること。ただし、別添2に規定する手続を実施している場合においては、別紙様式9を提出することにより、検査機関による別添1の検査を省略することができる。

ウ 3 (1) のうち加熱加工品及び3 (3) から3 (7) までにあつては、(2) のアの15. Health information に記載されている事項(オに掲げるものを除く。)について、輸出者により提出された(2) のエ又はオの書類により当該事項を満たすことが確認できること。

エ 3 (7) にあっては、水産防疫対策要綱(平成28年7月1日付け28消安第1412号農林水産省消費・安全局長通知)の別記3「養殖場における衛生対策指針」に基づく基本的な防疫措置(親魚や種苗導入時の導入元の疾病発生状況等の確認、死亡魚の適切な除去、疾病発生時の都道府県への速やかな報告)が行なわれていること。

オ 3 (3) 、3 (4) 及び3 (7) にあっては、(2) のアの15. Health informationの1を満たしていることに関し、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第8条及び第9条の2に基づく特定疾病のまん延を防止するための措置を行っていない旨が、管轄する都道府県に確認できること。

カ 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること。

(4) 証明書の発行

(3) に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は次の点に留意しつつ、輸出者から提出された(2) のアを証明書原本として署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを保存する。

ア 記載する用語については、基本的に英語記載とすること

イ 「Certificate number」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと

(5) 官能検査の強化

ブラジルの動物衛生に関する法令に違反した旨の連絡をブラジル政府

から受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合は、その後の証明書発行に当たり、検査機関による輸出の都度の官能検査によって別添1に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、検査機関を通じ畜水産安全管理課及び加工流通課宛て報告し、問題点が改善されたと判断した場合にあっては、畜水産安全管理課及び加工流通課の指示により、官能検査の強化を解除することができる。

(6) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、畜水産安全管理課及び加工流通課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

- ア 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合
- イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- ウ その他相当の理由があると認められる場合

6 その他

(1) 輸出者自らの管理

輸出者はブラジルの規則及び条件について自ら情報収集を行うこと等により、輸出水産食品に関する自主的な管理に努めるものとする。

(2) 申請の審査に係る調査

証明書発行機関は、5（2）による申請の審査に当たり、必要に応じ、輸出者に対して5（2）に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、ブラジル向け輸出水産食品が5（3）の要件を満たすかどうか調査することとする。

(3) 施設の食品衛生に係る問題の対応

輸出者は、関連する施設の食品衛生に関して、厚生労働省や都道府県衛生部局等から指示があった場合には、その指示に従うものとする。

(4) ポルトガル語への翻訳

ブラジルへ証明書を提出する際には、ポルトガル語に翻訳された証明

書を添付する必要があるため、輸出者は適宜手配すること。